平成	一年度分	市町村民税
平成	」午度分	道府県民税

## 住宅借入金等特別税額控除申告書

(年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用)

受付			
ED .	現住所		整理番号
	平成 年 1月1日現在 の住所		電話番号
提出年月日	住宅借入金等 特別控除の対 象となる物件 の所在地		生年月日
年 月 日	フリガナ 氏名	印	

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に居住の用に供したものに限る】

居住開始年月日 (注1)	新築又は購入 平成	年	月	日
冶正開如平力 1 (在1)	増改築等 平成	年	月	日

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

			<u>(単位:円)</u>
特別控隊	の所得税の住宅借入金等 k可能額(平成19年以降の居 こ係る額を除く)	1	
平成十の	前年分の給与所得控除後の 給 与 等 の 金 額	2	
八年所得税法等改正:の所得税相当額(注)	前年分の所得控除の額の 合 計 額	3	
法等改正法	前年分の所得税の 課税総所得金額 (② - ③)	4	(マイナスの場合は0)
法施行前	④ に 対 す る所 得 税 額 相 当 額	(5)	
前年(税	分 の 所 得 税 額 額 控 除 前 )	6	
	①と⑤のいずれか少ない方の金額	7	
控除額	市町村民税・道府県民税の 住宅借入金等特別税額控除 見 込 額 ( ⑦ - ⑥ )	8	(マイナスの場合は0)
か計算	市町村民税の住宅借入金等 特 別 税 額 控 除 額 ( ⑧ × 3/5 )	9	
	道府県民税の住宅借入金等 特 別 税 額 控 除 額 ( ⑧ × 2/5 )	10	

- (注1)2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控修を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。
- (注2)「平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額」とは、所得稅法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得稅及び法人稅の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第四条の規定により該分者とられた所得稅法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の所得稅法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得稅の額に相当する額をいいます。

市分		
<b>**</b>		
11-		
~00		
+		
整理欄		
Leen		
加盟		
11果		
11114		

平成	年度分	市町村民税	住宅借入金等特別税額控除申告書
十成	」十段万	道府県民税	住七佰八並守付別仇碩在房中百音

## (年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用)

	受付				
	即		現住所		整理番号
			平成 年		<b>電紅瓜</b> 日
			1月1日現在 の住所		電話番号
	提出年	月日	住宅借入金等 特別控除の対 象となる物件		
			の所在地		生年月日
I	年 月	日			
			氏名	印	

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に居住の用に供したものに限る】

居住開始年月日 (注1)	新築又は購入 平成	年	月	日
冶正開如平力 1 (在1)	増改築等 平成	年	月	日

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

			(単位:円)
特別控隊	の所得税の住宅借入金等 除可能額(平成19年以降の居 こ 係 る 額 を 除 く )	1	
平成十八の五	前年分の給与所得控除後の 給 与 等 の 金 額	2	
年別	前年分の所得控除の額の 合 計 額	3	
所得税法等改正法符税相当額(注2)	前年分の所得税の 課税総所得金額 (② - ③)	4	(マイナスの場合は0)
伝施 行前	④ に 対 す る 所 得 税 額 相 当 額	(5)	
前年(税	分 の 所 得 税 額 額 控 除 前 )	6	
	①と⑤のいずれか 少ない方の金額	7	
控除額	市町村民税・道府県民税の 住宅借入金等特別税額控除 見 込 額 ( ⑦ - ⑥ )	8	(マイナスの場合は0)
か計算	市町村民税の住宅借入金等 特 別 税 額 控 除 額 ( ⑧ × 3/5 )	9	
	道府県民税の住宅借入金等 特 別 税 額 控 除 額 ( ⑧ × 2/5 )	10	

- (注1)2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控修を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。
- (注2)「平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額」とは、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得稅及び法人稅の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第四条の規定により該办者とられた所得稅法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の所得稅法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得稅の額に相当する額をいいます。

市分		
<b>**</b>		
11-		
~00		
+		
整理欄		
Leen		
加盟		
11果		
11114		

平成	一年度分	市町村民税
平风	」午及分	道府県民税

## 住宅借入金等特別税額控除申告書

## (年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用)

受付			
FID .			整理番号
	現住所		
	平成 年		
	1月1日現在 の住所		電話番号
提出年月日	住宅借入金等 特別控除の対		
WEET 171 H	象となる物件		
	の所在地		生年月日
年 月 日	フリガナ		
. ,	氏名	印	

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に居住の用に供したものに限る】

居住開始年月日(注1)	新築又は購入□	平成	年	月	日
ALMATA (LI)	増改築等 🏻	<b>平成</b>	年	月	日

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

			<u>(単位:円)</u>
特別控隊	の所得税の住宅借入金等 除可能額(平成19年以降の居 こ 係 る 額 を 除 く )	1	
平成十八年所得税法等改正法の所得税相当額(注2	前年分の給与所得控除後の 給 与 等 の 金 額	2	
	前年分の所得控除の額の 合 計 額	3	
	前年分の所得税の 課税総所得金額 (② - ③)	4	(マイナスの場合は0)
法施行前	④ に 対 す る 所 得 税 額 相 当 額	5	
前年(税	分の所得税額 額控除前)	6	
	①と⑤のいずれか少ない方の金額	7	
控除額の計算	市町村民税・道府県民税の 住宅借入金等特別税額控除 見 込 額 ( ⑦ - ⑥ )	8	(マイナスの場合は0)
	市町村民税の住宅借入金等 特 別 税 額 控 除 額 ( ⑧ × 3/5 )	9	
	道府県民税の住宅借入金等 特 別 税 額 控 除 額 ( ⑧ × 2/5 )	10	

- (注1)2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控修を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。
- (注2)「平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額」とは、所得稅法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得稅及び法人稅の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第四条の規定により該分者とられた所得稅法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の所得稅法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得稅の額に相当する額をいいます。

击行		
整理欄		
押		
1		
欄		
11919		